

社会福祉法人聖風会

【男女の賃金の差異】

区 分	男女の賃金の差異 (男性の賃金に対する女性の賃金)
全労働者	75.1%
正社員	90.0%
契約職員・パート社員	93.2%

付記事項

- ・対象期間：令和5年1月～12月
- ・役員を除く全社員
- ・契約職員・パート職員については、正社員を除く全てが該当

令和6年1月25日 公表

社会福祉法人聖風会
理事長 近藤 常博

